## 申入れ協議終了のご連絡

令和4年3月15日

札幌市中央区南2条西25丁目1番2号 株式会社ファクター・ナインサービス 代表取締役 高橋 宏弥 殿

> 内閣総理大臣認定 適格消費者団体 認定特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道 理事長 松 久 三四彦

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目1番55

ほくろうビル 3階

TEL: 011-221-5884 FAX: 011-221-5887

## 冠省

当法人の貴社に対する申入れ(令和3年11月19日付申入書)に対し、令和3年12月16日付で貴社からご送付いただいた回答書につきまして、以下のとおりご連絡いたします。

貴社の改訂後の住宅賃貸借契約書(令和4年1月1日より使用)において、概 ね当法人の申入れ内容を汲んだ修正がなされましたことを確認いたしました。 これをもちまして、今回の申入れに関する協議は終了させていただきたいと思 います。

なお、これまでやり取りさせていただいた申入書及び貴社の回答書につきましては、当法人のウェブサイト上ですでに公表しておりますが、本書面につきましても同様に公表させていただきますことを申し添えいたします。

ところで、申入れとは関係ございませんが、ご参考までに、貴社の改訂後の住宅賃貸借契約書を検討した際に、気づいた点を 2 つ指摘させていただきたく存じます。

- 第7条が2つあります。
- 第7条 (期間内違約金) なお書きの「対等額」は、相殺に関する記述です ので、正しくは「対当額」です。 草々